ロ　最終処分場

産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出量が経済情勢に左右されることや、再生利用及び減量化の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることを考慮し、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成三十二年度において、要最終処分量の十年分程度を確保できるように整備することを目標とする。

民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合において、国は、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。

2　一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために創設された循環型社会形成推進交付金制度も活用し、市町村等の自主性と創意工夫を活かしながら、必要な処理施設の整備を推進する。

具体的には、一般廃棄物の適正かつ効率的な処理体制が確保されるよう、中間処理施設及び最終処分場等の整備に取り組むものとし、その際、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、直接埋立ては原則として行わないこととする。特に中間処理については、選別・圧縮等資源化処理、飼料化処理、堆肥化処理、メタンガス化処理、ごみ燃料化処理及び焼却処理（溶融処理を含む。）等の再生や熱回収のための処理方法があり、地域の実情に応じた最適な処理方法について、資源の継続的な利用を促進するよう、これらを組み合わせることも含めて選択することが必要である。この際、例えば、メタンガスを高効率に回収する施設と一定以上の熱回収率を有する廃棄物焼却施設とを組み合わせて、できる限りエネルギーを回収するといった多段階的な利用を含め、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める取組や、廃棄物焼却施設で回収したエネルギーを地域へ還元するといった取組を促進する。

一般廃棄物のうちし尿を含む生活排水対策については、持続的な汚水処理システムの構築に向け、下水道、集落排水施設、浄化槽等のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下での計画的な実施を促進する。特に、浄化槽の整備については、みなし浄化槽（いわゆる単独処理浄化槽）から浄化槽への転換について、転換費用の支援や広報活動により推進を図るとともに、個別分散型処理システムとして災害に強く早期に復旧できる特性を持つ浄化槽の更なる普及を推進する。また、し尿処理施設の整備に際しては、メタンガスやリンの回収設備等の資源化設備を導入するなど、資源の有効利用を図る。

これらの施設の整備については、排出抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標を設定した上で、地域における循環型社会の形成を推進するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。

また、他の市町村との連携等による広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、ごみ焼却施設の集約による全連続炉化や大規模化等により効率的な熱回収が可能となること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。その際、都道府県は、市町村に対する技術的支援の一環として、市町村間の総合調整に努めるものとする。

加えて、地域全体での廃棄物処理等の効率化を図るため、地域特性を踏まえて、地方公共団体及び民間事業者の連携による余剰能力の有効活用、施設間の連携や他のインフラとの連携を含めた既存施設の有効活用等を図るものとする。

廃棄物処理施設は、今後、維持管理や更新に係るコストが増大することが見込まれ、かつ、機能面で社会の要請に応えられなくなっていることが懸念される。厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

3　産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物処理施設の整備

産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、民間事業者による施設の整備を基本としつつ、国は、公共関与による処理施設の整備を含め、必要な処理施設の整備を推進する。その際、熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮するものとする。

具体的には、適正な循環的利用の促進を図るため、廃棄物の再生利用等に必要な施設の整備の促進を図る等、再生に係る施設の整備促進を図ることに加え、施設の省エネ化の推進や高効率な廃棄物熱回収など廃棄物処理施設の廃熱利用等を推進する。

また、適正な処理を確保するためには、処理施設の確保が極めて重要であるが、悪質な不法投棄等の不適正処理により産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設の設置や運営をめぐる反対もあることから、焼却施設や最終処分場等の処理施設について民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっている。処理施設は適正処理の受け皿の要となる基幹施設として極めて重要なものであり、我が国における長期安定的な処理体制の維持のため、安全性を確保しつつ、引き続き適切に整備されることが不可欠であることから、国として、民間による処理体制の確保を基本としつつ、廃棄物処理センター等の公共関与による処理施設の整備を推進する。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県域を超えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、大都市圏で震災が発生した場合の大量の廃棄物に備える必要性も勘案し、圏域内での産業廃棄物処理施設の整備を図ることが重要である。このため、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）に基づく大阪湾広域臨海環境整備センターによる施設整備を引き続き進めるとともに、必要と認められる場合は、その他の大都市圏においても、2以上の都道府県において生じた廃棄物による海面埋立処分については同法の活用を図るとともに、同法の活用が困難な場合は広域的な廃棄物処理センターの活用により、産業廃棄物の処理体制を構築することも検討する。

産業廃棄物の焼却施設の整備に当たっては、低炭素社会との統合との観点も踏まえ、熱回収が可能な施設の整備を優先するものとする。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設については、これまでに整備された中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築し、今後も安全操業を第一としつつ、処理期限内に、一日も早い処理完了を目指して、計画的かつ早期の処理が行われるよう取り組んでいくこととする。さらに、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、無害化処理認定制度の活用等によりその処理体制の整備を図る。

廃石綿等の石綿含有廃棄物についても、無害化処理認定制度の活用等によりその処理体制の整備を積極的に進める。

その他の施設についても、建設リサイクル法に規定する特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するために必要となるコンクリート塊、建設発生木材等の建設廃棄物の処理施設の整備促進を始め、適正処理に必要な施設の確保を促進する。

4　優良な廃棄物処理施設への支援

国は、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資を通じて、優良な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。さらに、民間事業者が行う地球温暖化対策に資する高効率の廃棄物熱回収、廃棄物燃料製造等を行う施設の整備や施設の省エネ化を促進するものとする。

また、都道府県においても、必要かつ優良な施設の事業者又は産業廃棄物処理業者による整備を促進するため、国とともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）に基づく施設整備を促進するものとする。